

再生可能エネルギー発電施設の設置に関する法整備を求める意見書

全国各地ではカーボンニュートラルの取り組みが進んでおり、太陽光パネルや風力発電をはじめとする再生可能エネルギー発電施設の設置が増加している。一方で、自然環境や景観、防災といった面での地域の特性との調和が図られることや、騒音の影響など住民の生活環境への配慮が必要である。現状、地方公共団体では、独自のガイドラインの策定や条例制定による対応が増えているが、直接的に立地規制をすることを含め、事業者等に対応することには限界がある。地域住民の理解のもと、再生可能エネルギー発電施設の設置が、地域の特性や事情に則して行われるために必要な法整備について、次の項目の通りに求める。

記

- 1、自然環境、景観、防災、住民の生活環境上の観点から適正な設置がなされるよう、立地の規制等に係る規定を定めること。
- 2、事業計画の認定に際しては、関係法令の遵守や地域住民への事前の説明を義務付ける規定を定めること。
- 3、事業が終了した場合または事業者が経営破綻した場合において、発電施設が放置されることなく、撤去及び処分が確実に行われるよう、規定を定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月23日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣